

学校いじめ防止基本方針

出雲北陵中学・高等学校

第1章 出雲北陵高校いじめ防止基本方針の策定

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがあるものである。全教職員が、いじめはもとより、それをはやし立てたりあるいは傍観したりする行為を絶対に許さない姿勢を持って、いかに些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのために本校として、あらゆる教育活動を通じて生命や人権を大切にする精神を貫くことを基本とし、教職員自身が、保護者、地域と協力しながら生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない気持ちを育て、生徒の人格の健やかな発達を支援するという教育観に立ち、指導を徹底することが重要であると考える。

本校では、校訓「柔しく剛く」のもと、「人間性への深い洞察に基づく柔しい情操と剛い意思・自律心を持って家庭を明るくし、社会に貢献できる、心身ともに健全な社会人となる」ことを教育目標の一つとし、人権教育に重点をおいてその実現に向け取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに本校いじめ防止基本方針を策定する。また、この基本方針は、策定後の状況の変化に応じて、適宜、見直しを行なうものとする。

2 法におけるいじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止

いじめは「どの生徒にも起こりうる」ことを踏まえ、全生徒を対象として、いじめの未然防止の取り組みが重要である。これにあたっては、学校・学級自体に豊かな人権尊重の意識が醸成され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。

このため、本校においては、教育活動全体を通じて人権意識を高め、全ての生徒に「いじめは

決して許されない」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。またいじめには様々な要因があり、その中の一つとして指摘されているストレスを軽減させる取り組みを行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要である。加えて、全ての生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自尊感情を持つことができ充実感が感じられる学校生活づくりをしていかなければならない。

また、生徒の家庭においても、あたたかな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、自尊感情や人権感覚を培っていくことへの理解と協力が必要不可欠である。

さらに、教職員自身も襟を正し、生徒の手本となるような人権意識を高めていく努力を怠ってはならない。

2 いじめの防止のための措置

(1)平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては適切な研修を企画実施するとともに、生徒に対しては、いじめについて自身の問題として考えさせ、加害者にも被害者にもならないための人権 HR 学習を、それぞれの学年・発達段階に応じてふさわしいテーマで実施する。また、日常的にいじめ問題を HR 等で話題にするなど、身近な問題として関心を持たせる。

(2)いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図れる能力を育成することが必要である。

いじめ問題を含む人権教育はあらゆる教育活動において行われるべきで、そのことが、いじめの防止につながるという視点を持って日々の教育活動に携わる。

(3)いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員が豊かな人権感覚を持って、生徒一人ひとりを独自の個性を持つかけがえのない存在として大切にする視点から指導にあたるとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示す必要がある。

分かりやすい授業づくりを進めるために、多忙な中でも教材研究にあてる時間を工夫し確保する。また、教職員相互のコミュニケーションの中で学び合いながら教職員自身が日々研鑽する。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、集団の中で全ての生徒が役割を担うことができるように配慮し、どの生徒にも集団への帰属意識と協働作業を通じての達成感を共有できるようにする。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、様々な価値観が世の中にはあること、視野を広く持つことを学ばせ、日常の学校生活の中で相対化して捉えることのできる余裕ある対処能力を育てる。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払うために研

修を行うとともに、日常的に教職員間のチームワークをうまく機能させる。

(4)学園祭・野外活動・校外学習・研修旅行等において生徒たちが協働できる機会を増やし、成功体験から自己有用感や自己肯定感を育てる。

第3章 いじめの早期発見と対処

1 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。また、いじめに合っている生徒が、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。さらに、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめに合っている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

いじめの早期発見はいじめへの迅速な対処の前提である。そのため、教職員は、生徒の些細な変化に気づく力を高めていかなければならない。些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、生徒の訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくこと、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していくことが必要である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1)実態把握の手段として、年2回程度の定期的なアンケートを実施する。さらに必要に応じて回数を増やすこともある。また「学校評価アンケート」の自由記述欄からもしじめに関する内容がないか注意を払う。

(2)教育相談として個人面談、地区PTAの際の保護者懇談、進路保護者会の際の保護者懇談を中心に捉え、より深い話ができるようにする。

日常の観察として、授業中、部活動中、保健室利用時、休憩時間等の生徒の様子から、気になる変化が見られたら直ちに教員間で情報交換を行う。

(3)保護者と連携して生徒を見守るため、保護者懇談等の機会において、生徒の学校での様子を保護者に詳細に伝えるとともに、家庭での様子も詳しく聴き取る。また、些細なことでも生徒の異変に気づいたら、直ちに互いに連絡が取り合えるような関係づくりに努める。

(4)教育相談を通じて得られた生徒に関わる相談内容やそれへの対応等の情報は、個人情報保護の観点からも適切に管理することが必要である。これらの情報は、生徒及び保護者のプライバシーを守りつつ、有効に活用する。生徒が発するサインを見逃さず、予防的な対応に生かすとともに、その後の指導につなげることが重要である。

3 いじめへの対処

(1)いじめがあることが確認された場合、また、いじめの疑いがある場合、教職員は早い段階から

的確に関わる。いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に内容を聴き取る。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。

(2)いじめがあることが確認された場合、また、いじめの疑いがある場合、教職員は速やかに当該学年主任及び生徒指導部長に報告し、いじめの防止等の対策のための組織である「いじめ・登校対策委員会」と情報を共有する。その後は当該学年部、生徒指導部、いじめ・登校対策委員会が連携し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3)事実確認の結果、いじめが認知された場合は、教職員間で情報を共有し、いじめを生んだ背景や要因を分析しながら、再発防止への対策を講じる。

(4)被害・加害の保護者への連絡については、直接面談し、丁寧に行う。

(5)いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄の警察署と相談し対応方針を検討することもある。

また、その後の指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察、医療機関、児童相談所等）との連携を図ることもある。

4 インターネット上のいじめへの対処

(1)インターネット上の不適切な書き込みがあった場合、まず問題の箇所を確認し、印刷・保存するとともに、関係生徒からの聴き取り等の調査、被害にあった生徒がいる場合のケア等必要な措置を講じる。また、書き込みの削除や、書き込んだ者への対応については必要に応じて所轄警察、法務局等外部機関から助言を求めることもある。

(2)情報モラル教育を進めるため、教科「情報」や「技術家庭科」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習させる。

5 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の出席停止や別室指導等により、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、カウンセラー等の協力を得て対応を行うこともある。

6 いじめた生徒への指導及びいじめが起きた集団への働きかけ

いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、複数の教職員が連携し、組織的にその再発を防止する措置をとる。

いじめが起きた集団への働きかけとして、いじめを見ていたり、同調していた生徒に対しても、

自分の問題として捉えさせる。「観衆」、「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとって、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。「観衆」や「傍観者」はいつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられる。全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」、「見聞きしたらすぐに必ず教員に知らせる」ということを徹底して生徒に伝える。

第4章 重大事態への対応

本校は、次の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合には、「いじめ防止対策推進法」第28条1項に規定される「重大事態」として対処する。なお、事実関係が明確になっていない段階であっても、その疑いがある場合は、「重大事態」として対処する必要があると判断することもある。

1 重大事態の定義

(1)いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2)いじめにより本校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は、適切に判断する。

(3)生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査にあたることもある。

2 重大事態の報告

学校は1で定義された重大事態にあたりと判断した場合、すみやかに学園理事会ならびに県知事に報告する。

3 重大事態への対応の手順

(1)学校の下に重大事態の調査組織を設置

いじめの防止等の対策のための組織である「いじめ・登校対策委員会」を母体とし、当該いじめ事案の性質によっては必要に応じて、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない、専門的知識及び経験を有する第三者の参画を図り、調査の公平性・中立性を確保し、客観的、総合的に分析評価するよう努める。

(2)調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を調査する。また、事実にしっかりと向き合う姿勢を持つ。なお、警察におい

でも捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携を図るとともに、生徒等からの聴き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

(3)いじめを受けた生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供する。

(4)調査結果の報告

調査結果を県知事に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

第5章 その他

この「学校いじめ基本方針」は、適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。

附 則

この方針は、平成26年 6月 1日から施行

令和 4年 4月 1日 改訂

令和 7年 4月 1日 改訂